

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成14年9月17日

住所 茨城県水戸市笠原町978番25

氏名 財団法人 茨城県環境保全事業団

理事長 角田 芳夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 橋本 昌



許可年月日	平成14年9月17日	許可番号	1-1-0078
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	汚泥の焼却施設, 廃油の焼却施設, 廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設 (政令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13の2号該当) 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, 動植物性残渣, 汚泥, 鋳さい, がれき類, 燃え殻, ばいじん, 廃油 (特別管理産業廃棄物を含む), 感染性産業廃棄物, 特定有害産業廃棄物 (PCBを除く)		
設置場所	茨城県笠間市福田字猪ヶ入148番の1 外45筆		
処理能力	(単独処理能力) 施設処理能力 72.5 t/日 (24時間) × 2 炉 汚泥 9.5t/日 (24時間) × 2 炉 廃油 4.5t/日 (24時間) × 2 炉 廃プラスチック類 44.0t/日 (24時間) × 2 炉 その他産業廃棄物 72.5t/日 (24時間) × 2 炉		
許可条件	_____		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	無し		
留意事項	1. 施設の設置にあたっては, 各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し, 指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し, 職員の検査を受けること。		